

2022年3月2日

各位

店頭における「押印不要（押印レス）のお手続き」の開始について

株式会社十六銀行（頭取 石黒 明秀、以下「当行」といいます。）は、ご来店された個人・個人事業主のお客さまを対象に、主に預金取引全般（一部取引を除く）を、発行済みキャッシュカードとご入力いただく暗証番号の一致のみでご本人認証を完了する取扱い（以下「店頭キャッシュカード認証」といいます。）とすることで、お届出印を押印していただくことなくお取引が完了する対応（押印レス）を開始いたしますので、下記のとおりお知らせします。

当行では今後も、業務プロセスの変革とデジタル化を通じて、お手続きの簡素化・待ち時間短縮など、お客さまの利便性向上と業務の効率化に取り組んでまいります。

記

1. 取扱開始日

2022年3月14日（月）

2. お取扱いの要件

項目	内容
受付場所	店頭に限る
対象となるお客さま	個人（屋号なし個人事業主含む）のお客さま <u>※ ご来店時に「普通預金のキャッシュカード」をお持ちになられた預金者ご本人に限ります。</u>
対象となるお取引	預金取引全般（一部取引を除く） 「払戻」「口座解約」 「変更（住所等）」「喪失関連」「その他諸届」など <u>※ 当座勘定取引・非課税申告関係書類・代理人届・後見人等届出・信託口座等は対象外</u>
店頭キャッシュカード認証の対象外	○ 口座名義が屋号付個人 ○ キャッシュカード不発行先 ○ 持参されたカードが、代理人カード、旧岐阜銀行カード、大量移管旧カード、各種ローンカード <u>※ 複数のご印鑑のお届けがありますと、お手許のキャッシュカードが店頭キャッシュカード認証にご利用いただけない場合がございます。詳しくは窓口にてご確認ください。</u>
要件に合致しない場合	これらの要件に合致しない場合などにつきましては、従来の押印手続きにてお取り扱いいたします。

注意事項	「店頭キャッシュカード認証」は“押印”に代替するものですので、「通帳提示」「ご署名」「本人確認書類の提示」などのその他お手続きについてはこれまでと変更ありません。
------	---

※ お取扱いに関するご不明な点につきましては、窓口にてお問い合わせください。

以 上

【本件ご照会先：経営企画部 広報・IR室 TEL 058-266-2511】